

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(組織及び職名)</p> <p>第2条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="188 808 778 1312"><tr><td rowspan="3">企画総務部</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>営業調査課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>営業推進課</td><td>企画推進係 長 事業管 理係長 広 告係長 管 財係長</td></tr></table> <p>(略)</p>	企画総務部	(略)		営業調査課	(略)	営業推進課	企画推進係 長 事業管 理係長 広 告係長 管 財係長	<p>(組織及び職名)</p> <p>第2条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="812 808 1398 1312"><tr><td rowspan="3">企画総務部</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>企画調査課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>営業推進課</td><td>営業企画係 長 営業推 進係長 事 業管理係長 広告係長 管財係長</td></tr></table> <p>(略)</p>	企画総務部	(略)		企画調査課	(略)	営業推進課	営業企画係 長 営業推 進係長 事 業管理係長 広告係長 管財係長
企画総務部		(略)													
		営業調査課	(略)												
	営業推進課	企画推進係 長 事業管 理係長 広 告係長 管 財係長													
企画総務部	(略)														
	企画調査課	(略)													
	営業推進課	営業企画係 長 営業推 進係長 事 業管理係長 広告係長 管財係長													
<p>2～4 (略)</p> <p>5 局に理事，監察監又は統括監察員，安全統括管理者，部に担当部長，課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。</p> <p>6 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 次長，<u>理事</u>，部長，課長，係長及び区長は，上司の命を受け，所掌事務を</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 局に<u>技術長</u>，理事，監察監又は統括監察員，安全統括管理者，部に担当部長，<u>安全運行管理官</u>，課に担当課長，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。</p> <p>6 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 次長，部長，課長，係長及び区長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理</p>														

掌理し、所属職員を指揮監督する。

2～4 (略)

5 担当部長、担当課長、担当課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

6 (略)

(代理)

第6条 次長及び理事に事故があるときは、主管事務につき、部長又は担当部長がその職務を代理する。

2 理事が置かれなないときは、理事が所掌する職務は、管理者が指定した部長又は担当部長が行う。

3～5 (略)

(企画総務部)

第7条 (略)

総務課

(1) (略)

(2)～(24) (略)

し、所属職員を指揮監督する。

2～4 (略)

5 安全運行管理官は、安全統括管理者の命を受け、運転に関する事項を統括し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

6 技術長、理事、担当部長、担当課長、担当課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

7 (略)

(代理)

第6条 次長、技術長及び理事に事故があるときは、主管事務につき、部長又は担当部長がその職務を代理する。

2 技術長及び理事が置かれなないときは、技術長及び理事が所掌する職務は、管理者が指定した部長又は担当部長が行う。

3～5 (略)

(企画総務部)

第7条 (略)

総務課

(1) (略)

(2) 経営健全化計画の実施状況の総括に関すること。

(3) 京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンの実施状況の総括に関すること。

(4)～(26) (略)

職員課 (1)～(24) (略)	職員課 (1)～(24) (略)
財務課 (1) <u>経営健全化計画の策定に関するこ と。</u>	財務課 (1) <u>経営健全化計画に基づく財務計画に 関すること。</u> (2) <u>京都市交通局市バス・地下鉄事業経 営ビジョンに基づく財務計画に関するこ と。</u>
<u>(2)～(15)</u> (略)	<u>(3)～(16)</u> (略)
営業調査課 (1)～(9) (略)	企画調査課 (1)～(9) (略)
営業推進課 (1)～(19) (略) (自動車部)	営業推進課 (1)～(19) (略) (自動車部)
第8条 (略)	第8条 (略)
営業課 (1)～(10) (略)	営業課 (1)～(10) (略)
運輸課 (1)～(24) (略)	運輸課 (1)～(24) (略) (25) <u>バスロケーションシステムに関する こと。</u>
技術課 (1)～(3) (略) (4) <u>乗合自動車車両及びバスロケーショ ンシステム</u> の補助金に関すること。 (5)～(8) (略) (9) <u>バスロケーションシステムに関する こと。</u>	技術課 (1)～(3) (略) (4) 乗合自動車車両の補助金に関するこ と。 (5)～(8) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)